

三次市教育委員会議案第 1 号

三次市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

令和 5 年 4 月 2 1 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

三次市立学校職員服務規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 2 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の三次市立学校職員服務規程第 2 条の規定については、この訓令の施行の日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、この訓令による改正後の三次市立学校職員服務規程第 2 条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。